

第1章

立地適正化計画の概要

第1章 立地適正化計画の概要

本章では、立地適正化計画策定の背景と目的、計画の位置付け等について整理します。

1-1 計画策定の背景と目的

本市は福岡市の南東約16kmに位置し、北東部は糟屋郡宇美町、南東部は筑紫野市、北西部は大野城市に接し、市域は豊かな自然と歴史文化的資産に恵まれ、道路や鉄道等の交通至便な立地条件から福岡都市圏における観光、レクリエーション地域として位置付けられており、太宰府天満宮や九州国立博物館周辺をはじめ、多くの観光客で賑わっています。

こうした歴史・観光とともに、福岡都市圏のベッドタウンとしての性格も併せ持っており、都市圏における人口増加を背景として、住宅開発が進み市街地エリアや居住地エリアが拡大してきましたが、将来人口の推計ではゆるやかに減少傾向に転ずる見込みであり、少子化と高齢化が同時に進む中で、65歳以上の人口が一層増加していくことが予測されています。

人口減少や少子高齢化が顕在化してくると、一定の人口規模により支えられている商業や医療、公共交通等の生活サービスの提供が困難となるおそれがあります。また、本市においても公共施設やインフラ等の老朽化、運転士不足等の地域公共交通を取り巻く環境や、激甚化・頻発化の傾向がある自然災害リスクの上昇等は今後も厳しさを増すことが予測されています。

本市では、今後さらに多様に変化するニーズや社会問題、深刻化する人口減少、少子高齢化などに対応するため、持続可能で安心・安全な都市構造への転換を図ることが必要との認識のもと、住宅、医療、福祉、商業、その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定しました。

1-2 計画の位置付けと関係施策・計画等の整理

本計画は、「福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即するとともに、「第二次太宰府市都市計画マスタープラン」と調和が保たれたものでなければならないとされており、都市計画マスタープランの高度化版となるものです。

また、都市機能、居住、公共交通及び防災に関する事項について、本市が定めるまちづくり全体及び分野別の各種関係施策・計画との整合・連携を図り策定します。

【関係施策との連携イメージ】

※国土交通省「立地適正化計画の手引き」参照



1-3 計画期間

立地適正化計画については、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで策定します。

本計画の計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和26年度（2044年度）を目標年次とします。

また、概ね5年ごとに評価・検証を行うことを基本として、必要に応じて、見直し・変更を行うこととします。

【計画期間】

令和7年度（2025年度）～ 令和26年度（2044年度）

1-4 計画への記載事項

本計画は、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき策定する計画であり、人口減少や少子高齢化が進む中でも、都市全体の都市機能や居住の誘導、公共交通の充実を図ることにより、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するための計画です。

立地適正化計画では、主に次の事項を定めます。

【立地適正化計画への記載事項】

①立地適正化計画の区域

・都市計画区域全体となります。

②立地の適正化に関する基本的な方針

・計画により目指すべき将来の都市像を示します。

③都市機能誘導区域

・医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域を示します。

④誘導施設

・都市機能誘導区域毎に、地域の人口特性、施設の充足状況や配置を勘案して、必要な施設を示します。

⑤居住誘導区域

・人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住をゆるやかに誘導すべき区域を示します。

⑥防災指針

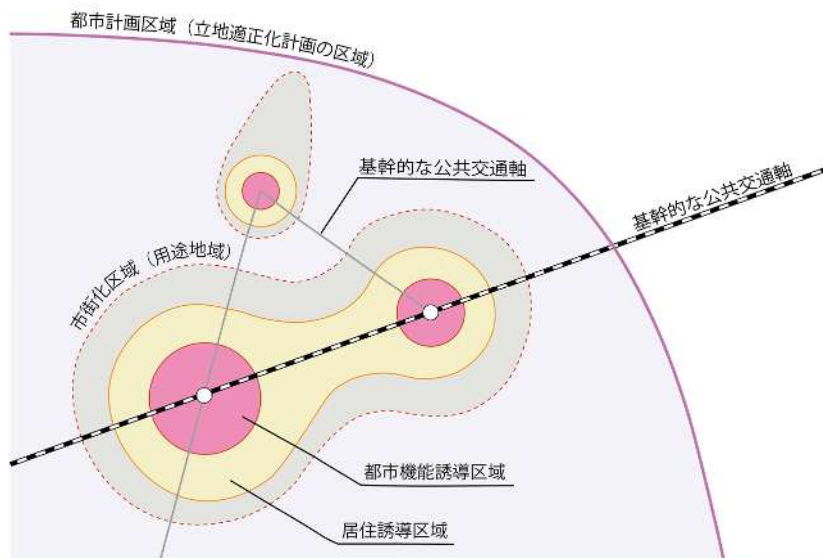
・居住誘導区域等での災害リスクを分析し、リスクの回避・低減に必要な取組等を示します。

⑦誘導施策

・都市機能や居住の誘導を図るために必要な施策を示します。

⑧目標値の設定・評価方法

・施策等の達成状況と効果を評価・分析するための目標値を示します。



1-5 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域の全域(2,253ha)を対象とします。

【計画の対象範囲】

計画の対象範囲
=都市計画区域全域(2,253ha)

